

2世高福第105号
令和2年5月1日

各介護サービス事業所・施設管理者 様

世田谷区 高齢福祉部長
長岡 光春

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応の期間延長について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月10日付2世高福第37号「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」にて、緊急事態宣言を踏まえた対応をお願いしておりましたが、5月6日（水）までとしていた期間は、国・都の動向や区内の状況などを踏まえ、当面の間、対応を継続することとしましたのでお知らせします。

引き続き、感染拡大防止に取り組んでいただいた上での事業運営の継続をお願いします。

各介護サービス事業所・施設管理者様

世田谷区 高齢福祉部長
長岡 光春

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

これまで区では、国の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、事業運営にあたり、感染予防対策を徹底していただくようFAX情報便や区のホームページを通じてお願いしてまいりました。

4月7日に国より「緊急事態宣言」が出され、それを踏まえて、別添のとおり東京都より令和2年4月9日付「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」が事業所宛に通知されました。

上記の通知等を踏まえ、各事業所におかれましては、当面の間（5月6日（水）まで）、下記のとおり対応していただくようお願いいたします。

なお、区としても、さまざまなケースを想定し、必要なサービスの提供体制を維持できるよう、各種対策について各施設・サービス事業所とともに取り組んでまいります。

記

・各施設・サービス事業所

より一層の感染拡大防止に取り組んでいただいた上で、引き続き事業運営を継続してください。

・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

感染拡大防止の観点から、各利用者が現在利用しているサービスの必要性を今一度確認していただき、利用者・家族とご相談の上、必要に応じてサービスの見直しを行ってください。

この通知文に記載の取扱いは、今後国や東京都から新たな内容が示されるなど状況が変わりましたら、その取扱いを変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

【参考資料】以下のホームページは随時最新の情報に更新していますのでご確認ください。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/d00184375.html>